

「海老名市成年後見制度利用促進基本計画」の概要

第1章 計画策定の趣旨

(1) 計画の背景

本計画は、成年後見制度の利用促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づいて策定するものです。

(2) 計画の期間

令和4～6年度の3か年計画とします。令和7年度以降は、上位計画である「海老名市地域福祉計画」に包含する予定です。

第2章 本市の状況と課題の整理

制度に関する状況と課題	えびな成年後見・総合相談センターを中心に、権利擁護支援が必要な方を把握し、支援する地域の仕組みづくりが必要です。
高齢者の状況と課題	認知症やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、関係機関の連携強化等による地域で支え合う基盤づくりが必要です。
障がい者の状況と課題	「ともに認め合うまち・海老名宣言」を軸に、誰もが地域の一員として尊重される、個々のニーズに合った支援が必要です。

第3章、第4章 計画の基本目標、施策と具体的な取組み

【基本目標】

「誰もがその意思決定を尊重され、自分らしく笑顔で暮らせるまち」

【施策と具体的な取組み】

施策	事業名	事業内容
【施策1】 中核機関の設置	① 広報	・ 市民向け講演会の開催 等
	② 相談	・ 市民等からの相談受付 等
	③ 成年後見制度利用促進	・ 市民後見人の育成 等
	④ 後見人支援	・ 後見人からの相談受付 等
【施策2】 地域連携ネットワークの構築	⑤ 本人とその支援者等に対する支援	・ 関係機関等に対する連携強化の普及啓発 等
	⑥ 地域における連携体制の強化	・ 情報共有会議の開催 ・ 運営委員会による進行管理 等
【施策3】 成年後見制度の利用支援	⑦ 市民後見人の活用	・ 市民後見人の受任者調整 等
	⑧ 制度の利用助成	・ 報酬、申立費用の助成 等
	⑨ 意思決定支援	・ 研修会の開催 等

第5章 評価及び進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、施策における具体的な評価指標を設定し、定期的に点検・評価し、継続的に改善を図っていきます。